



23 春闘シリーズ①

基準内賃金と基準外賃金

私たちに支払われる賃金は主に以下のふたつがあります

基準内賃金

- 基本給
- 管理手当・技術手当・教育手当
- 都市手当
- 扶養手当



基準外賃金

- 通勤手当
- 職務手当
- 技能手当
- 特殊勤務手当
- 割増賃金
- 日直・宿直手当
- 緊急呼出手当
- 自動車行先地手当
- 別居手当
- 寒冷地手当

※他に看護師・医療技師の初任給調整手当があります

※ 期末手当（夏季手当・年末手当）は「その他」に分類されます

私たちに支払われる賃金は、J R東日本の賃金規程では以上のように分類されています。このうち、最も重要となってくるのは「基本給」です。基本給は私たちの「労働力の対価」として支払われるものです。「労働力」とは私たちが持っている働くための能力のことであり、会社に提供した労働力の対価として受け取るものが賃金です。基本給は各種手当の算定基準となるものであり、「期末手当（夏季手当・年末手当）」や「割増賃金（超過勤務手当・夜勤手当）」の算定額も大きく変わってきます。

毎年春闘で賃上げを要求し、ベースアップと定期昇給をかちとることで自らの労働力の対価である基本給を引き上げます。春闘とは単組ごとではなく、全産別の労働組合が足並みを揃え交渉力を高めることによって要求をかち取るものです。したがって、基本給を引き上げるためのたたかいはこの「春闘」の時期でなければできないのです。賃金引き上げのたたかいは労働者ひとりでは実現できません。労働組合に結集することで初めて交渉力を発揮することができます。

23春闘要求満額獲得のためJ R東労組に結集しよう！